

【錦町】

端末整備・更新計画

(令和8年2月改訂)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 児童生徒数	910人	875人	841人	820人	785人
② 予備機を含む 整備上限台数	1,078台	0台	0台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	1,010台	0台	0台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	978台	0台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	68台	0台	0台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	68台	0台	0台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	6.9%	0%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・本町で使用している端末は、平成26～28年度に整備した端末と令和2年度に整備した端末が混在しており、学年により旧タブレットと新タブレットに分かれて使用されている。両方とも購入した端末であるため、耐用年数である時期を迎える。
- ・端末が混在している学校現場の混乱を避けるため、本町の財政状況を鑑み、県が文部科学省の補助により造成した基金を活用し、令和7年度に全町一括で端末更新を行う。
- ・指導者用端末について、令和7年度において全ての教職員へ整備を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,018台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 1,018台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0台

○端末データの消去方法

- ・処分事業者に依頼し、端末内の記憶装置を復元不可能な状態（物理的な破壊を含む）にする。その後、処分業者から証明書を受領。

○スケジュール

令和7年12月 処分事業者決定

令和8年1月 新規購入端末使用開始

令和8年1月 使用済端末の処分